

主債務者を兼ねる保証人の保証債務履行による主債務の消滅時効の中断
(最判小2平成25・9・13民集67巻6号1356頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明

1 事案の概要

本件は、信用保証協会Xが求償債務の連帯保証人であるYに対し保証債務の履行を求めたところ、Yが求償債務（主たる債務）の消滅時効を援用すると抗弁し、これに対し、Xが再抗弁として消滅時効の中断（保証債務の一部弁済による主たる債務の承認）を主張した事案である。なお、YはXの再抗弁を否認し、保証債務を一部弁済しても主たる債務を承認したことにはならないと反論している。

詳細な経過は次のとおりである。

- 1) 株式会社A銀行は、商人であるBに対し、信用保証協会の保証付融資として金員を貸し付け、信用保証協会XはBのA銀行に対する債務を保証し、将来Xが保証債務を履行して代位弁済したことにより生じるBのXに対する求償債務についてY（Bの子）が保証した。
- 2) 主債務者BがA銀行に対する債務につき期限の利益を喪失するなどしたため、Xは、平成12年9月28日、A銀行に対し、Bの債務残元利金合計3013万5611円を代位弁済した。
- 3) Bは、平成13年6月30日に死亡し、Yが単独でBを相続した。これによりYはXに対する求償債務の生たる債務者兼保証人となった。
- 4) Yは、Xに対し、保証契約に基づく債務の履行として、平成15年12月15日から平成19年3月30日まで合計422万6430円を支払った。
- 5) Xは、平成22年1月13日、Yに対し、本件保証債務の履行を求める支払督促を簡易裁判所に申し立てたが、Yが督促異議の申立てをしたため本件訴訟に移行した。
- 6) Xの本訴請求は、本件求償債務の保証人であるYに対し、求償金残元金と遅延損害金の支払を求めるものである。これに対しYは、Xが代位弁済し求償債権が発生した平成12年9月28日から商事時効の5年が経過したから、主たる債務である求償債務が時効消滅したとしてこれを援用し、保証債務も消滅したと主張した。

2 第1審及び原審

第1審は、再抗弁を認めず、消滅時効が完成していると判断してXの請求を棄却し、原審もXの控訴を棄却した。原審は次のように判示している。

「しかし、被控訴人（Y）が控訴人（X）に対し主たる債務者として弁済をしたことを認めるに足りる証拠はなく、むしろ、前記認定によれば、XにおいてもYからの弁済を連帯保証人からの弁済として取り扱っていたことが認められるから、Yが弁済をした

ことにより主たる債務者として債務を承認したものと認めることはできない。YはBから相続した不動産を任意売却して求償金1の内入れ弁済をしているけれども、固有の連帯保証債務を相続によって取得した財産によって弁済することは一般的にあり得るものであるから、主たる債務者としてではなく、連帯保証人として弁済をすることと矛盾することにはならない。したがって、この点に関する控訴人の主張を採用することはできない。」

3 最高裁判決

最高裁は原判決を破棄し、第1審判決を取り消すと共に自判して、Xの請求を認容しYに金員の支払を命じた。

最高裁は次のように判示している。

「(1) 主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものであるから、相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場にある。そして、保証債務の附従性に照らすと、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである。しかも、債務の弁済が、債務の承認を表示するものにほかならないことからすれば、主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。これは、主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難いからである。

したがって、保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、上記事実関係によれば、Yは、単独でBの本件各求償金債務を相続したことを知りながら、平成15年12月15日から平成19年3月30日まで本件各連帯保証債務の弁済を継続したものであるということができ、この弁済が本件各求償金債務の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情はうかがわれない。そうすると、上記弁済は、主たる債務者による承認として本件各求償金債務の消滅時効を中断する効力を有するといふべきであり、上記の中断は、Yが連帯保証人として援用する本件各求償金債務及び本件各連帯保証債務の消滅時効に対しても、その効力を生ずるといえる(民法457条1項)。したがって、Xが本件各連帯保証債務の履行を求める旨の上記支払督促を申し立てた平成22年1月13日の時点では、いずれの債務の消滅時効もまだ完成していなかったことになる。」

「以上によれば、Xの再抗弁を排斥した原審の上記判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由があり、原判

決は破棄を免れない。そして、上記説示によれば、Xの請求は理由があるから、これを棄却した第1審判決を取り消し、同請求を認容すべきである。」

4 評釈

判旨に賛成する。

保証人が保証債務の一部を弁済しても主たる債務の承認(民法156条)にはならない。したがって、保証人が債権者と交渉の結果成立した示談に基づき、保証債務の分割弁済を続けていても、主たる債務の消滅時効はそのまま進行を続ける。そして、主たる債務の時効完成に必要な期間(本件では商事時効として5年)が到来すると、保証人は手のひらを返したように、債権者に対し、「主たる債務は消滅時効により消滅したので保証人はこれを援用する^{*1}。よって、保証債務も附従性により消滅した。」と主張して、その後の保証債務の分割弁済を拒むことができる理屈になる。

しかし、本件は、相続の結果、保証人が主たる債務者を兼ねるようになった特殊な場合である。この場合にも上記の理屈は通用するものかどうか。最高裁判決は、「主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。」と判示して、この場合に限っては、保証債務の弁済は、主たる債務の承認に該当すると判断した。なお、主たる債務の時効の中断が保証人に対してもその効力を生じることについては、民法457条に明文の規定がある。

本件は、第1, 2審の形式的な判断を最高裁が正した形である。

*1 保証人は主たる債務の時効を援用できる(大審院昭和8年10月13日第二民事部判決民集12巻23号2520頁)